

自主防災クラブの手引き

私たちの街！

自分で守る！

みんなで守る！



CONTENTS

- 1 自主防災クラブとは**
- 2 自主防災クラブはなぜ必要なのか**
- 3 自主防災クラブの組織は**
- 4 自主防災クラブの災害時の活動は**
- 5 自主防災クラブの平常時の訓練と活動は**
- 6 自主防災クラブの結成の手順は**
- 7 自主防災クラブへの助成は**
- 8 熊本市の災害への備えは**

自主防災クラブとは？

地域の町内等を中心に組織される隣近所の協力。

平成7年1月17日午前5時46分、死者6,400人を超える阪神・淡路大震災が発生。また、平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災においては、巨大津波により沿岸部を中心に死者・行方不明者が21,000人を超えるという大きな被害をもたらしました。そして、平成28年4月14日午後9時26分と同月16日午前1時25分に発生した熊本地震では、震度7が同じ地域で同時期に2回発生するという観測史上類をみない大災害により、今なお避難生活を余儀なくされている方々が数多くおられます。

これらの災害発生時には、地方自治体や消防、自衛隊による救助活動や物資の支援などの「公助」が行われることとなります。大規模な災害発生時の初動においては、速やかな「公助」の支援は極めて困難であることが、これまでの災害でも指摘されてきました。

今回の熊本地震でも、これら「公助」の支援が直ちにすべての地域に提供できないことがあらためて浮き彫りとなり、家屋の倒壊などで自分や家族が一刻を争う事態の対応、または高齢者や病人など災害時要援護者といわれる方々の安全を確保すること、さらには、地震後の飲料水や食料等の物資調達に係わることまでも地域の住民の初期活動によるものでした。

熊本市が結成を促進する「自主防災クラブ」とは、このような大規模災害が発生した場合における初期消火、住民の避難誘導、通報、救出救護など、家族の力だけでは困難な初期活動を、地域の住民が連携し協力し合って、「自助」・「共助」の考えに基づき、地域の被害を最小限度に抑えるために活動する組織です。



自主防災クラブはなぜ必要なのか？

大規模災害が発生した場合、消防等の防災機関は全力をあげて、防災活動を行いますが、

- ①電話の不通・混雑等により緊急通報が出来ない恐れがあります。
- ②同時火災、多数火災、救助事案が発生した場合手が回らない恐れがあります。
- ③交通渋滞、道路被害により現場へ急行できない恐れがあります。
- ④防災機関も被災することが考えられます。

地域によって、防災機関による消火活動、救助活動には期待できないことが予想されます。



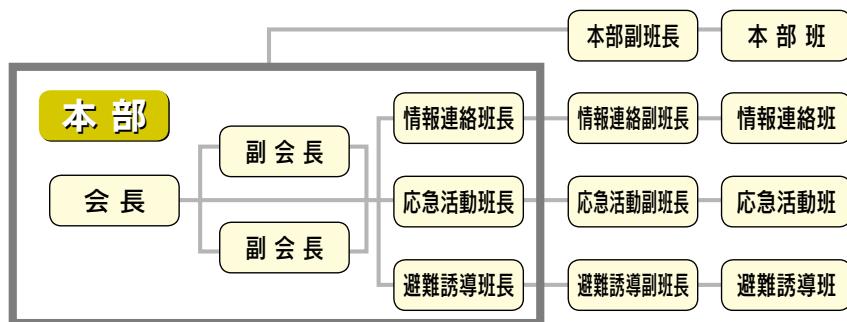
自主防災クラブを結成すると

- ①地域住民の防災意識が高まり、防災力の向上が考えられます。
- ②住民活動のため、地域の活性化、コミュニケーションが図られます。



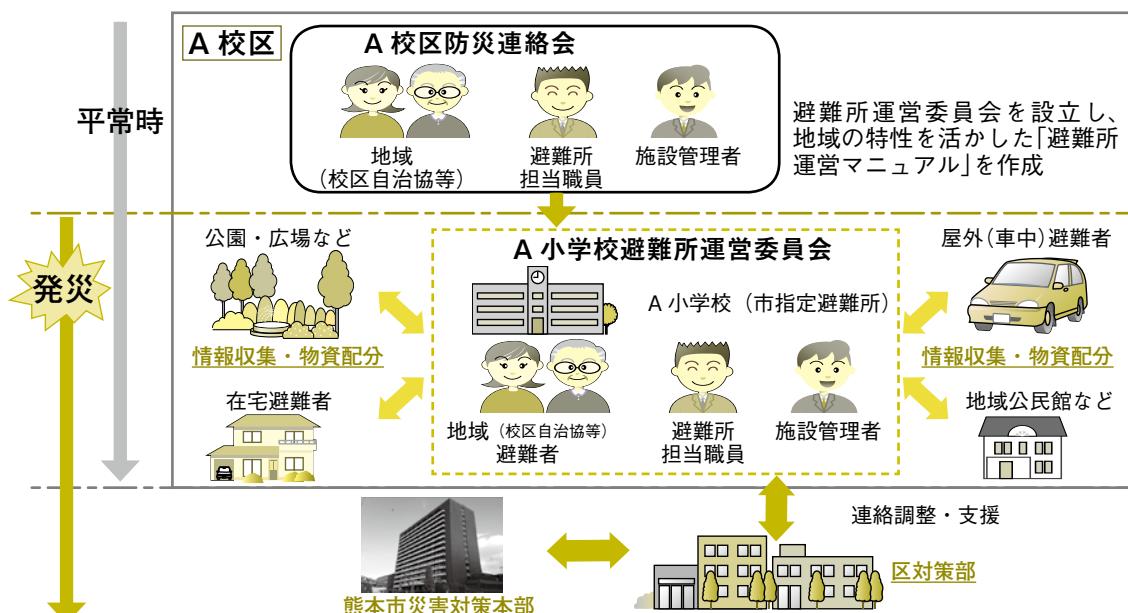
自主防災クラブの組織は

自主防災クラブは、原則として地域の町内会等を1つの単位として結成していただきます。そして、この自主防災クラブが災害時に円滑に活動するためには、組織づくりが大切になります。一つの例として、次のようなものが考えられます。



これに対し、熊本地震の経験と教訓を活かした、地域・学校・行政等による「校区防災連絡会」や「避難所運営委員会」は、基本的に小学校校区を1つの単位として結成します。自主防災クラブは、平時から役割分担や連絡体制などを整える役割を担います。

● 「校区防災連絡会」と「避難所運営委員会」の連携による運営体制づくり



● 「避難所運営委員会」の組織構成

委員長・副委員長 -地域(校区自治協等)-	総務班	運営委員会の事務局、避難者の誘導、生活ルールの作成 etc
避難所担当職員 -市からの派遣職員 -	情報班	情報収集・報告、安否確認・問合せ対応、掲示板による周知・伝達 etc
施設管理者・職員	救護班	保健室等の設置、傷病者の救護、医療機関への搬送補助 etc
	福祉班	要配慮者用窓口の設置、要配慮者の支援、子どもの保育活動 etc
	食料班	食料及び飲料水の調達・受入・管理・配布、炊き出しの実施 etc
	物資班	物資の調達・受入・管理・配布、防災資機材や備品の管理 etc
	環境・衛生班	トイレ用水等の生活用水の確保、避難所内の清掃・衛生管理、ペット飼育に関する指導管理 etc
	警備班	防火・防犯、巡回警備、犯罪抑制のための掲示 etc
	居住組 (避難者)	各運営班員と居住組長の選出、避難所運営への協力 etc

自主防災クラブの災害時の活動は 任務や活動の具体的な内容。

災害には、地震や台風、大雨や雷などの自然災害や人的災害ともいわれる火災やガス爆発など、いろいろな種類の災害があります。

さらに、それらの規模も一つの世帯だけでいい止められる場合や、東日本大震災のように市町村全てがその被害に遭う場合など、さまざまです。

このように、「いつ」「どこで」また「どのくらいの規模で」発生してくるのかわからない災害に対して、私達は日ごろの防災訓練で得た教訓を生かしながら、あらゆる災害に的確に対応していくなければなりません。

1. 活 動

災害や住民の避難の状況を常に把握するとともに、各班に対して適切な行動を指示しなければなりません。

そこで、会長、副会長、各班長などのリーダーが集まり状況に応じた対策を講じてください。

また、救急車の要請をはじめ各防災機関への要望や連絡などの情報発信の窓口として重要な役割を担います。

2. 情報連絡班の活動

災害の被害状況や住民の避難状況を収集するとともに、それらの情報を本部へ連絡します。

また、本部からの指示や住民の皆さんが必要としている情報などを皆さんに伝えることも情報連絡班の活動です。



それでは、自主防災クラブとはどんな活動を行うのでしょうか。

自主防災クラブとは、地震や大雨による洪水など、大規模な災害発生時はもとより、皆さんの地域の町内会等や隣近所の家から火災が発生した場合でも、次のような活動を行います。

1 消火器や水バケツで初期消火を行う



4 けがをした場合の応急処置を行う



2 119番へ通報する



5 消防車や救急車を現場で誘導する



3 被災した人を救出したり、安全な場所へ避難させる



6 消防や警察、その他の関係者に正しい情報を伝える



自主防災クラブの平常時の訓練と活動は

一人ひとりの防災意識を高める

災害を最小限度にとどめるには、日頃から、各班がそれぞれの活動を行なながら、日頃の訓練において、住民一人ひとりの防災意識を高めていくことが大切です。

そこで、より効果的なクラブ活動のため計画的な訓練はもとより本部、情報連絡、応急活動、避難誘導の各班は日頃から次のような活動を行います。

1. 本部の活動

本部は、クラブ運営を行う上での中心的な存在であり、各班をとりまとめ助言や指導を行いながら最終的な決定を行う重要な機関です。

1 年間計画の作成

本部は、常に各班との連絡を取りながら、活動の時期やその内容などを明記した、年間計画書を作成し、回覧板などで住民の皆さんに広く知らせてください。



2 防災訓練の企画

防災訓練は、平常時の活動の中でも、最も実際の行動に役立つ行事です。

そこで本部は、より多くの住民の方々が参加できるよう、次のような順番で防災訓練の企画を行って下さい。

ア. 日時の決定

あらかじめ、年間計画で決めていた時期を具体的にリーダー会議などで決定してください。

なお、訓練は日曜日の午前中など、住民の皆さんのが参加しやすい日時が望ましいと思われます。

イ. 回覧板等の作成

日時が決定したら、住民の皆さんに内容を知らせる意味で回覧板などを作成してください。

2. 情報連絡班の活動

情報連絡班は、本部と協力しながら住民の防災意識の向上を目的に普及啓発活動を行います。

1 チラシ、ポスター、パンフレット等の配布

「春・秋の火災予防運動」期間中（3月1日～7日・11月9日～15日）のポスターを町内の掲示板に張ったり、「防災週間」（8月30日～9月5日）や「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）のチラシやパンフレットなどを回覧板でお回しください。



2 防災教室などの開催

公民館などを使用して防災映画の鑑賞や危険箇所の説明、応急処置の方法など、座学を中心とした勉強会を開催してください。ご要望があれば職員が伺います。



3. 日頃の訓練

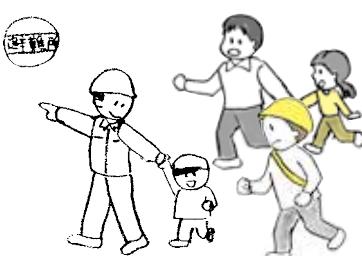
1 通報訓練

発生した災害の内容を119番へ通報する訓練



3 避難訓練

一時集合場所や避難場所へ避難する訓練



2 消火訓練

実際に燃えているものを消火器などで消す訓練



4 救急訓練

人工呼吸やケガをしたときの応急処置法を行う訓練



4. 応急活動班の活動

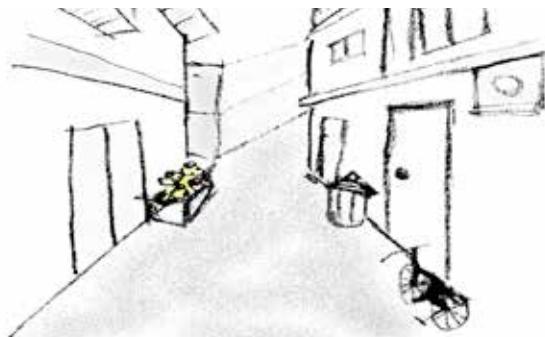
応急活動班は、住民の皆さんに直接かかる被害を最小限度にとどめるための活動を行います。

1 地域内における巡回パトロールの実施

応急活動班は、イザというときでも正しく行動できるように、日頃から町内等（地域）の状況を把握していなければなりません。

また、火災や災害の未然防止に努めるためにも、次のような町内（地域）の巡回を行ってください。

ア. 消火や避難するときに支障になるようなものはないか。



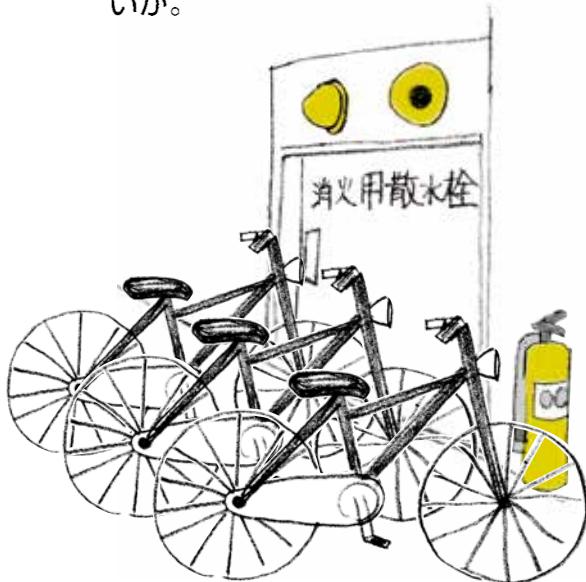
イ. 段ボールなどの燃えやすいものは放置されていないか。



ウ. 風の強い日にたき火などをしていないか。



エ. 消火栓や防火水槽の回りに障害物はないか。



2 各家庭への広報

町内等（地域）の安全は、まず家庭から。

回覧板などを使い各家庭に対して普段から次のような「身近な防災」を呼びかけてください。

1. 避難場所や避難経路、連絡方法などを家庭内で話し合っておく。
2. 非常持ち出し袋を普段から用意しておく。
3. 地震のとき、家具などは倒れないようにしておく。
4. 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
5. 子どもにマッチやライターで遊ばせない。
6. 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
7. 家の周りには、燃えやすいものを置かない。
8. ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

5. 避難誘導班の活動

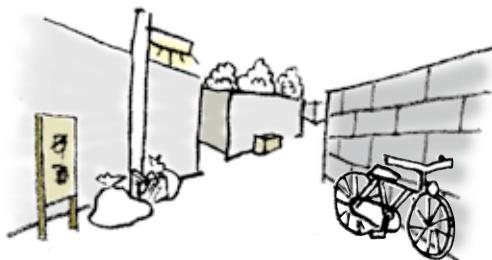
避難誘導班は、災害が発生した場合、住民の皆さんをより安全に、より確実に、より早く避難させるために活動を行います。

1 危険地区的巡回パトロール及び管内状況の把握

イザというときでも正しく避難するためには、日頃から町内等(地域)の状況を把握するとともに、災害の規模などに応じていくつかの避難経路をすぐに指示しなければなりません。

そこで、定期的な巡回を行いながら、次のような点検を行ってください。

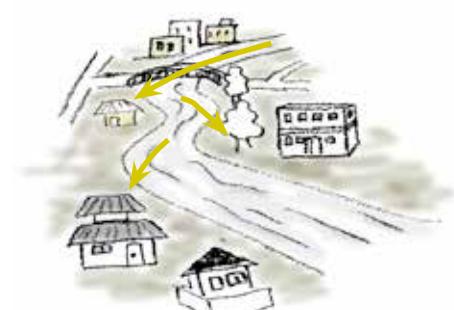
ア. 狹い路地などに避難の妨げになるようなものは放置されてないか。



イ. 大雨や地震のときに、崖崩れが起こる恐れのあるところはどこか。



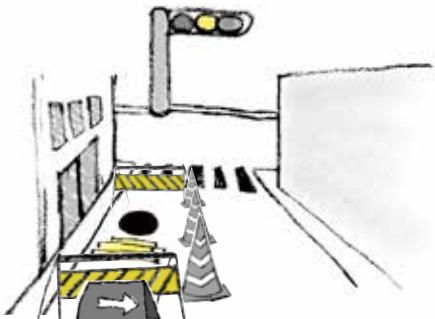
ウ. 大雨が降った場合、まず最初に被害を受けるところはどこか。



エ. 倒れる恐れのあるブロック塀はないか。



オ. 長期にわたる道路工事箇所やその期間は。



カ. 一時集合場所や一時避難場所の状況は適切か。



2 避難計画の作成、見直し

巡回パトロールや管内状況で把握した内容をイザというときに役立てるためには避難計画を定期的に見直したり、新たに作り替える必要があります。

また、避難計画の変更などについては、その都度、回覧板などでその内容を住民の皆さんに知らせてください。

自主防災クラブの結成の手順は

自主防災クラブを結成するためには、何よりも地域の町内会等の皆さんとの理解とお互いの協力が必要です。

特に、自主防災クラブ設立趣旨や互いに助け合おうという約束、また、各人の役割分担などがあらかじめきちんと決めておかなければ、実際の災害が発生した場合に大きな混乱を招く恐れがあります。

そこで、より効果的に継続的な自主防災クラブをつくるためにも、クラブ結成は次のような順番で行ってください。

1. 結成にあたって

① まず各区役所総務企画課又は危機管理防災総室にご相談ください

自主防災クラブを結成しようとする地域の町内会長等は、各区役所総務企画課又は危機管理防災総室へご相談ください。担当の職員がクラブの規約、防災計画の作り方など具体的に説明します。

② 地域の町内会等単位で会議を開いてください



相談された後、町内会等の役員の方々に集まっていただき、クラブ結成の趣旨や活動内容を説明され、役員や住民の皆さんに結成に対する同意を得てください。ご要望があれば、担当職員が説明に伺います。

③ 規約や防災計画書、避難計画書を作成しましょう

ア. 自主防災クラブ規約

自主防災クラブの目的や活動内容を記入します。

イ. 防災計画書

自主防災クラブの組織、任務分担、避難計画、編成表に必要な事項や名前(役職可)を記入します。

④ 回覧板を作成しましょう

役員会議決定後、住民の皆さんに理解と協力を求める意味で規約や計画書などを付けて回覧板を作成し、自主防災クラブの結成を広く住民の皆さんに知らせて同意を得てください。

⑤ 結成届を各区役所総務企画課に提出してください

住民の皆さんの同意が得られたら次の書類を各区役所総務企画課へ提出してください。

- ①自主防災クラブ結成届
- ②自主防災クラブ規約
- ③自主防災クラブ防災計画

自主防災クラブへの助成は

熊本市では、自主防災クラブの活動を支援するため、結成されたクラブに対し防災資機材を支給します。内容は下記のとおりですが、詳しくは、各区役所総務企画課又は危機管理防災総室の担当者にお尋ね下さい。

1 助成の基準

(自主防災クラブ構成世帯数)

- 300世帯以下 1,000点以内
- 301～600世帯 1,200点以内
- 601～900世帯 1,400点以内
- 901世帯以上 1,600点以内



2 助成資機材の品目、数量及び点数一覧

	番号	品名	数量	点数	点数合計
標準資機材	1	クラブ旗	1	300	300
	2	ヘルメット	3	20	60
	3	腕章	3	12	36
	4	警笛	3	2	6
	5	メガホン	3	6	18
小計					420
選択資機材	6	ヘルメット		20	
	7	腕章		12	
	8	警笛		2	
	9	メガホン		6	
	10	トランジスタメガホン		150	
	11	ラジオ付ライト		50	
	12	ロープ		50	
	13	防災シート		10	
	14	担架		250	
	15	消火用バケツ		10	
	16	誘導旗		50	
	17	背負い式搬送ベルト(一人用)		100	
	18	トランシーバー(一式)		350	
	19	反射ベスト		100	
	20	折りたたみ式リヤカー		500	
	21	簡易トイレ (ダンボール組立トイレ4個、簡易トイレ200回分)		500	
	22	50人用災害用救急セット(1箱)		500	
	23	救助資機材セット (平ハール、大ハンマー、スコップ等一式)		500	
小計					
合計点数					点

熊本市の災害への備えは

1 食糧等の備蓄

[1] 備蓄内容

食 糧	アルファー米（五目御飯／おかゆ）、飲料水、乾パン、栄養補助食品・ミルクセット等
生活用品	毛布、肌着セット、タオル、紙おむつ、マスク、災害用救急セット等
資 機 材	テント、自転車、リヤカー、担架、メガホン、ライト、ヘルメット、スコップ、ハンマー、発電機、は釜セット、トイレ、防水シート等

※上記以外の物資については、本市が締結している関係各者との災害時応援協定により対応します。

[2] 備蓄場所

防災倉庫	<p>【中央区】白川公園・渡鹿公園・八王子中央公園 【東 区】錦ヶ丘公園・秋津中央公園・山ノ内中央公園 【西 区】蓮台寺公園・池上中央公園 【南 区】平成中央公園 【北 区】楠中央公園</p>
備蓄倉庫	<p>【中央区】中央区役所他1ヶ所（中央区まちづくりセンター大江交流室） 市立小中学校：出水小学校 他 29ヶ所 市立高校：必由館高校</p>
	<p>【東 区】東区役所他3ヶ所 (秋津まちづくりセンター・託麻まちづくりセンター・東部まちづくりセンター) 市立小中学校：秋津小学校 他 26ヶ所</p>
	<p>【西 区】西区役所他3ヶ所（花園まちづくりセンター・河内公民館・芳野分室） 市立小中学校：池田小学校 他 22ヶ所 市立高校：千原台高校</p>
	<p>【南 区】南区役所他7ヶ所 (幸田まちづくりセンター・天明まちづくりセンター・南部まちづくりセンター・火の君文化センター・城南総合スポーツセンター・飽田まちづくりセンター・城南まちづくりセンター) 市立小中学校：飽田東小学校 他 28ヶ所</p>
	<p>【北 区】北区役所他5ヶ所 (龍田まちづくりセンター・清水まちづくりセンター・北部まちづくりセンター・植木総合スポーツセンター公園・勤労青少年ホーム) 市立小中学校：麻生田小学校 他 28ヶ所</p>

2 飲料水の確保

健軍水源地などの配水池や、防災倉庫（山ノ内防災倉庫を除く）に併設している耐震性地下貯水槽（100トン）は、大震災が発生すると緊急遮断弁が自動的に閉じて飲料水を蓄えます。

消防局及び各消防署(出張所)の所在地・電話番号

署所名		所在地	電話番号	担当医
熊本市消防局		中央区大江3丁目1番3号	363 - 0119	
熊本市広域防災センター		中央区大江3丁目1番3号	363 - 0265	
中央署管内	中央消防署	中央区大江3丁目1番3号	371 - 0119	中央区 (一新・慶徳・五福・向山除く)
	南熊本庁舎	中央区南熊本3丁目8番25号	366 - 2843	
	出水出張所	中央区水前寺公園13番40号	383 - 0799	
東署管内	東消防署	東区東町4丁目6番17号	367 - 0119	東区
	託麻出張所	東区下南部1丁目3番137号	383 - 0714	
	小山出張所	東区小山4丁目4番22号	388 - 0021	
西署管内	西消防署	中央区米屋町1丁目12番地1	325 - 0119	西区 中央区 (一新・慶徳・五福・向山)
	池田庁舎	西区池田2丁目4番43号	356 - 4315	
	田崎出張所	西区田崎2丁目2番36号	356 - 2263	
	小島出張所	西区小島8丁目10番20号	329 - 1080	
	島崎出張所	西区島崎2丁目17番23号	356 - 4197	
	河内出張所	西区河内町大字野出1891番地1	277 - 2767	
南署管内	南消防署	南区平田2丁目13番1号	212 - 0119	南区
	川尻出張所	南区南高江2丁目15番53号	357 - 0646	
	飽田天明出張所	南区白石町385番地1	227 - 2101	
	富合出張所	南区富合町田尻445番地5	320 - 0119	
	城南出張所	南区城南町さんさん1丁目1-1	0964-28-6280	
北署管内	北消防署	北区四方寄町514番地1	327 - 0119	北区
	清水出張所	北区清水亀井町12番22号	345 - 2875	
	楠出張所	北区楠5丁目7番60号	339 - 3036	
	植木出張所	北区植木町山本739番地2	272 - 2000	

～問い合わせ先～

■熊本市政局危機管理防災総室
熊本市中央区手取本町1-1
☎ 328-2490

■自主防災クラブ担当（各区役所）
中央区役所 総務企画課

☎ 328-2610
東区役所 総務企画課

☎ 367-9121

西区役所 総務企画課

☎ 329-1142

南区役所 総務企画課

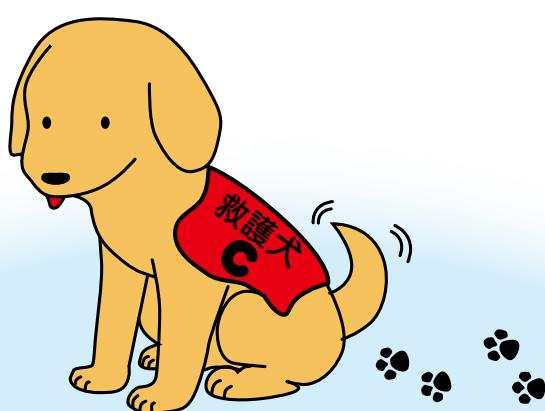
☎ 357-4112

北区役所 総務企画課

☎ 272-1110

■熊本市消防局予防課

熊本市中央区大江3丁目1-3
☎ 363-0263



「安全で健やかな町」を目指して!!